

## ホノルル芸妓組合についての一考察 —1910年代の日本語新聞記事の分析を中心に—

大原 関 一 浩

### [要約]

20世紀初頭のハワイ日本人移民社会では、酒席で客をもてなす芸妓（あるいは芸者）と呼ばれる女性たちがかなり存在し、日本語新聞の社会面を日々にぎわせていた。本論文は、ホノルル芸妓組合の活動に関する新聞記事を分析し、芸妓が現地の日本人社会やハワイ社会でどのような存在だったのか、検討する。契約労働の時代が終わり、ハワイの日本人社会がしだいに安定すると、耕地から都市部に移り住む日本人が増え、ホノルルでは日本人小規模ビジネスが成長し、それとともに料理屋や芸妓の数が増加した。芸妓として働く女性たちは、組合化を通じて自らの労働環境の整備・向上を図り、職業的自律性を高めていくなかで、当時の日本人女性としてはめずらしく高い収入を得ることができた。しかし同時に、日本人移民の結婚・定住化が進むにつれ、芸妓は家庭にとっての脅威として問題視されるようになり、1920年に禁酒法が施行されると、芸妓と組合の活動は衰退した。

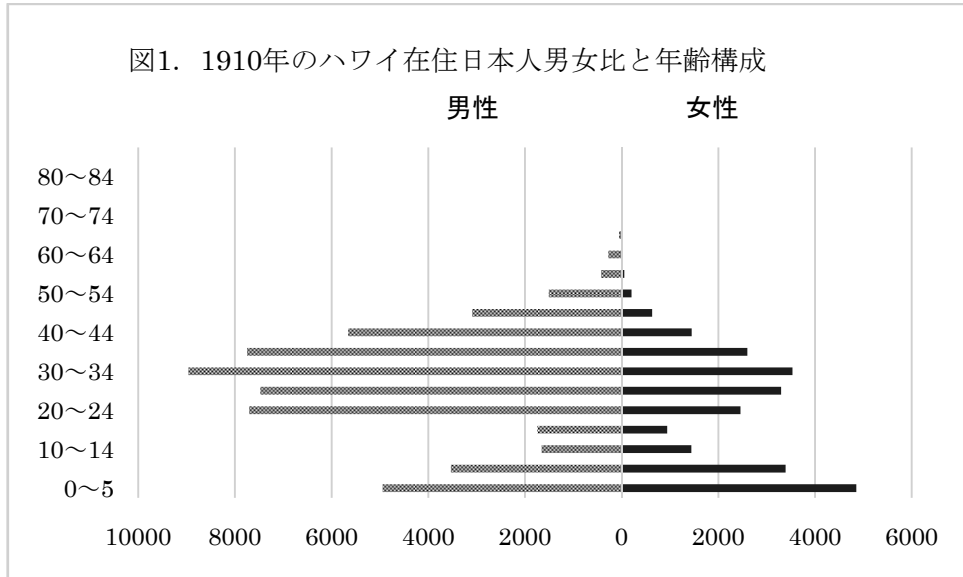
## 1. はじめに

ハワイ日本人移民史におけるセクシュアリティの問題については、Hori(1982年)、宮本(2002, 2013年)などの一連の日本人売買春に関する研究がある。両者の研究により、戦前のハワイにおける日本人売買春の構造的特徴(女性の渡航方法や営業の実態など)や、日本人売買春をめぐる様々な言説(どのような論理で地元の官憲により黙認され、あるいは地元の改革派により批判されていたのか)についての理解が深まった<sup>1</sup>。しかし、警察に黙認され指定地で働いていた売買春女性とは別に、日本人移民コミュニティ内には、「芸妓」あるいは「芸者」と呼ばれた女性たちも相当数存在し、日本人男性客を相手とするサービス業に従事していたことは注目されてこなかった。芸妓についての史料は少ないが、地元の日本語新聞の社会面には、芸妓と料理屋を中心とした様々な出来事が毎日のように掲載されていた。この論文は、『布哇報知』・『日布時事』の二紙を中心に、地元の英語新聞記事や統計資料も利用しながら、1) ホノルルにおける芸妓の発生と組合化、2) 組合の役割と売買春業との関係、3) 芸妓に対する日本人移民社会・ハワイ社会のまなざしの変化と組合の対応、4) 戦争の本格化と芸妓稼業への影響、の4点を中心に、おおむね時代順に検討する。Horiや宮本が示した日本人売買春女性の経験や彼女たちをめぐる言説に加え、芸妓のケースを検討することにより、日本人移民女性が従事した仕事の多様性、20世紀初頭の日系社会・ハワイ社会形成における人種・ジェンダー・階級の役割についての理解が深まる。

## 2. 芸妓の発生から芸妓組合の設立まで

### 2.1. 芸妓の増加をうながした構造的要因

芸妓家業が増えた背景には、日本人の特殊な移住パターンの結果として生まれた男女比の不均衡がある。日本人のハワイ移住は1885年に、日本政府がハワイへの移住を許可してから本格化するが、当初は3年の労働契約を結んだ者に限られ、渡航後はほぼ全ての日本人が、砂糖農園での労働や果物の収穫・加工などに従事した。必然的に、その大半が男性であり、これが日本人コミュニティ内における男女比の不均衡を生み出した。この後、男性の労働移住というパターンは20年にわたって継続し、合衆国センサスによれば、日本人の男女比は1900年に77:23、1910年は69:21となっており、不均衡は解消されていない<sup>2</sup>。



〔典拠〕 Department of Commerce and, Bureau of Census, *Statistics for Hawaii, Containing Statistics of Population, Agriculture and Manufactures for the Territory, Counties, and Cities* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1913), 13.

1908年には、日米政府間で日米紳士協定が結ばれ、日本政府は労働者に旅券の発給を停止した。しかし、妻の「呼び寄せ」は以降も許可されたので、結婚しハワイに定住する日本人が増えた。その結果、1910年代～20年代、日本人社会は「家族形成」の時代に入り、子供の数が急増した。これらハワイ生まれの二世の間では、男女の均衡が取れていたが、依然として移民世代（一世）の女性は少なく、独身者あるいは妻を故国に残して労働する男性たちが多数いた。移住の当初から、ハワイにはこうした男性を主な客とする売買春女性が多数存在していたが、1910年代に連邦政府・州政府による外国人売買春の取り締まりが強化されると、それに代わる女性による接客サービスが独身男性の間で求められた。それが、この時期に料理屋が増加し、そこで働く芸妓と呼ばれる女性たちが増えた要因である。

料理屋や芸妓の増加は、この時期に増えた日本人の都市部への移住とも関係がある。地理学者の飯田耕二郎が示したとおり、1907～08年を境に、ハワイ各島の耕地における日系人の労働者人口が次第に減り始める<sup>3</sup>。これは、1900年にハワイがアメリカ領土となり契約労働が廃止され、転業が自由になり、それをきっかけに耕地からホノルル市など都市部への日系人の移動が増加したことによる（図2）。1909年の日本領事館の調べによれば、ホノルルに在住する日系人の職業としては、多い順に「家内奉公」・「日雇」・「会社商店日雇人」など、賃金労働者が多い<sup>4</sup>。同時期に、日本人移住者の便宜を満たす理髪店・玉突き場・湯屋などのサービス業に従事する日本人女性も増え、1910年のセンサスによれば、ホノルルで働く日本人女性の職業は、60%が「家庭内奉公と個人サービス」、20%が「洗濯女」だった<sup>5</sup>。

日本人サービス業とそうした店で雇われる女性の数が増えるにつれ、芸妓の数も増加した。

図 2. ハワイの日系人耕地労働者の割合とホノルル在住日系人の職業

ハワイ日系人の耕地労働者の割合				1910 年ごろのホノルル在住日系人職業別統計			
年代	人口	耕地労働者	比率 (%)	職業	人数	職業	人数
1908	64,444	30,110	<b>50.9</b>	理髪店	105	鍛冶屋	19
1909	65,760	26,875	<b>40.9</b>	商店	84	薬店	18
1910	79,351	28,106	<b>35.4</b>	水店	65	菓子製造	17
1916	96,749	23,870	<b>24.7</b>	玉突場	51	湯屋	17
1917	101,512	24,696	<b>24.3</b>	請負師並大工職場	43	自転車店	15
1918	117,602	24,611	<b>20.9</b>	洗濯及染物所	41	時計店	13
1919	114,283	24,791	<b>21.7</b>	料理屋及び飯屋	35	道具店	12
1921	113,999	17,207	<b>15.2</b>	洋服店	34	旅館	12
1922	116,169	16,992	<b>14.6</b>	芸妓	23	通弁人	12
1923	118,832	16,367	<b>13.8</b>	裁縫店	19	ステブル	12

〔典拠〕『海外各地在留本邦人職業別人口表』、『日布時事布哇年鑑』(1941 年)、武居熱血『ホノルル繁盛記』(1911 年)より飯田氏が作成。飯田耕二郎、『ハワイ日系人の歴史地理』(ナカニシヤ出版、2003 年)、20, 81 頁。

## 2.2. ハワイにおける芸妓稼業の始まりと組合化

1934 年、雑誌『実業之布哇』に掲載された記事「布哇の芸妓と今昔物語り」によると、ハワイに芸妓が現れたのは 1890 年代で、二人の女性が紹介されている。一人は「福松」という広島出身の女性で、夫とハワイに移住し、3 年の労働契約を終えた日清戦争(1894~95 年)のころ、酒席に出て客の相手をした。もう一人は、「小柳」という芝居一座の一員としてハワイ興行に参加した女性で、ハワイに残って「芸者」を始めた。当時、芸妓としての職業は確立しておらず、「ホーロク」(丈の長いゆったりしたドレス)に雪駄履きという普段着で酒席に出て、三味線で「ホレホレ節」(ハワイの日本人移民労働者が歌っていた民謡)を歌い、客をもてなす程度であったという。1 時間いくらという決まりもなく、客から代金として金貨や銀貨のチップをもらうというスタイルだったようだ。その後、芸妓の数が増え、2 時間の花代(料金)が 3 ドルという決まりができ、ホノルル・チャイナタウンの大火が起きた 1900 年までには、20 名ほどの芸妓がホノルルに存在した。1904 年 8 月には、料理屋と芸妓を取り次ぐ「ホノルル芸妓共和会事務所」が設立された<sup>6</sup>。

芸妓の組合化は、地元紙 *Pacific Commercial Advertiser* によると、1907 年 12 月のことで、「Ippachi」という引退した芸妓がホノルルの 2 つの芸妓グループ間での争いを調停し、自ら会長となり芸妓組合を発足させた、と伝えている<sup>7</sup>。翌 1908 年 7 月には、芸妓組合が

料理屋組合と交渉し、以下のことを要求したと日本語新聞『日布時事』が伝えている：

- 一、花代は全て現金に願度事
- 一、往復馬車賃は花代の外お客の負債たるべき事
- 一、宴会の花代は現金五弗の事<sup>8</sup>

「花代」とは客が芸妓のサービスに支払う料金のことで、労働者の客はしばしば「つけ」で給料日の後に支払った。しかし、こげつくことがあるので、現金払いにしてそれを回避するねらいがあったと思われる。「馬車代」とは、芸妓が店に出る時に使用する馬車の代金のことで、これを芸妓でなく客の負担とすることで、収入アップをねらったのだろう。

こうした「足を出す」（花代を払わない）客への対策についての協議は組合内で続き、翌年1909年5月の総会で、以下のことが決まった：

- 一、足を出したる客はその人名を組合員に通告しその客の座敷には決して行かぬこと  
但し料理屋主人が責任を帯びて保証すれば此限りにあらず
- 一、料理屋のコミッションは一回五十仙（セント）に増加すること<sup>9</sup>

この時期、芸妓が客から受け取る花代は1座敷（2時間）3ドルと決まっており、料理屋へのコミッションは1割（30セント）、馬車代が50セントなので、残高（芸妓の実収入）は2.2ドルになる。記事によれば、物価の高騰により芸妓が負担する交際・衣装の費用が増えていたが、耕地労働者の賃金も増えていないので、花代のアップを要求するのは「気の毒」なので、まずは料金の回収を料理屋の責任で行ってもらうことを要求した。その代わりに、芸妓が料理屋に支払うコミッションを50セントへ増加することを提案したが、この要求は受け入れられなかった。翌1910年1月にも、組合総会で「長き宿題なりし足客の処分」について協議され、芸妓組合の「元老総代」たちが料理屋組合と交渉し、花代の現金払い・料理屋による徴収を求めたが、料理屋の負担の方が大きいという理由で拒否された<sup>10</sup>。現金による花代の回収がいかに困難だったか、うかがえる。

芸妓の収入はどれくらいだったのだろうか。1904年に出版された『今日の布哇』によれば、ハワイの芸妓は日本と違って鑑札（営業するために行政府が交付するライセンス）の料金や税金を払うことはなく、料理屋などに紹介料金を支払い、招きに応じて客席に出る、というシステムだった。客が芸妓に払うサービス料は、「祝儀」あるいは「花代」として、1座敷ごとに決まっていたので、芸妓の収入は、客から呼ばれる回数によって決まった。人気のある芸妓は月100～200ドルの収入があったそうだが、衣装代金と馬車賃は芸妓の自前で、

料理屋などに支払うコミッションが 30～50 セントなので、「流行らぬ芸者ときたら（生活が）大変」だったという<sup>11</sup>。つまり、収入は人気や席数に影響された。

### 2.3. ホノルル芸妓組合の創立

「ホノルル芸妓組合」と言う名で正式に発足したのは 1910 年ごろだったようだ。その設立規約書が、『日布時事』に原文で掲載されている：

第一条 本会をホノルル芸妓組合と名づく 但しホノルル芸妓全体を以て組織す

第二条 本会の目的は誠実を旨とし互に姉妹の如く相親しみ友愛を守る事[ママ]

第三条 料理店との平和を主として相互に利益を斗ること

第四条 客席にては全て何人に依らず上下の隔てなく実直に務むる事[ママ]但し多数客又はパーラー等の時は互いに一致して相務むる事[ママ]

第五条 本組合員は総て規約書に自署すること

第六条 組合員として自署せし上は如何なる場合と雖も無断にて退会すること能はず

第七条 無断にて組合を退く模様の顕はれたる時は第十条の規約に基き履行すること

第八条 本組合は女子斗りなれば若し他より不法の故障等起る時は臨時集会の上有力家に可否の判断を乞ひ後ち事を決す

第九条 今後当組合員は如何なる人の申込み又は依頼たりとも芝居に出場など拒絶する事[ママ]

第十条 第七条及び第九条の規約に違犯するものは本組合を除名し料理店と相談の上相当の処分を加ふること 但し親睦を破りたる者又同じ

第十一条 毎月十日午後十二時茶話会を開き若し遅延又は欠席する時は罰金として金二十五仙（セント）を徴収す 但し集会のときは年長者議長たる事[ママ]

第十二条 本会に入会する者は本規約に基き金二拾弗の積立金と外に毎月一弗宛の会費を約むる事[ママ] 但（し）本組合外の芸妓ある時は絶対的交際を絶つ事[ママ]

第十三条 芸妓引き帰国祝葬儀料理店員の帰国に際しては十弗、興行に関する一切は通券へ金五弗を附し戻す事[ママ]

第十四条 料理店との不和を生じたる時は可成親睦を斗り若し不和に終る時は一致協同する事[ママ] 但し本組合に相談役を置くこと

第十五条 本組合に必要な時は総集会の上規約改正する事を得[ママ]<sup>12</sup>

組合の役割と芸妓営業について、細かく規定されている。ポイントをまとめると、組合の目的は、芸妓が「姉妹の如く」親睦を深め（第二条）、料理屋と芸妓間の相互利益の調整を

代表して行い（第三条）、組合員の冠婚葬祭や引退時には一時金を支給する（第十三条）など、労働条件の改善や相互扶助をめざすことにある。さらに、積立金や月々の組合費の納入、毎月行われる茶話会への出席、料理屋との交渉は組合を通すなど、芸妓の働き方に一定の規制やルールを設けている。それまでは、芸妓稼業は個人が自由な形で行ってきたが、組合化を通じて一つの職業として整備されていったと言えるだろう。



1910年のホノルル芸妓

〔典拠〕 *Pacific Commercial Advertiser*, December 21, 1910, 2.

### 3. 芸妓組合の役割と売買春業との関係

#### 3.1. 芸妓の営業時間と賃金について

組合発足から2年後、営業時間についての規則が新しく加えられた。『日布時事』によれば、1912年4月の組合会議で、「我々妓員が醜業婦で候のなんのお客からバカにされるのは夜の三時四時までも御客を引き付け不見<sup>みずてん</sup>転をする（金額しだい客と性的関係を結ぶ）からでガンス」という意見が出され、協議の結果「芸者組合員は如何なる事情あるも夜の二時を経過して客の座敷に居らざること」・「若し之に違犯するものある時は百弗の罰金を課し且つ除名処分を行う者とす」ことを「満場一致」で決めた<sup>13</sup>。その翌日、「当組合は本日限り花代を現金制度となし夜間二時よりは決して御座敷に出でざる事に決議し当日より之を実行致します」という広告を『日布時事』に掲載した<sup>14</sup>。このように、終業時刻を定めた背景には、芸妓と売買春女性を区別したいという意図があったことがわかる。

しかし、2時に仕事を終える規則については、客や組合員から反発もあったようだ。規則ができてから3週間後、深夜2時以降も芸妓11名が市内の料理屋に出ていたことが判明す

ると、『日布時事』記者は、「二時制度」を「不法極まる規約」と称し、「お客が呼んだ芸妓に帰つてはならぬと云へば芸妓も其客席より帰る訳には行かざるは勿論のこと」と客の立場から規則を破った芸妓を擁護している<sup>15</sup>。その後も規則を守らない芸妓はあとを絶たず、翌13年8月、組合は再度「御客様方へ」と題する広告を出し、「今日以後は断然（二時終業の）規則を励行致候へば左様御含み置被下度此段広告致候」と宣言した<sup>16</sup>。

芸妓が長時間働きたいと望んだ理由には、一座敷（2時間）3ドルという花代が10年ほど上がっていなかった、という事情があるだろう。例えば1912年8月、芸妓組合は弁護士を通じ、ホノルルの料理屋「望月倶楽部」に対し、花代のアップ（通常の客は3ドルから4ドルへ、パーティーの場合は5ドルへ）を要求した<sup>17</sup>。3日後、『日布記事』は、この要求に対し、「五尺以上の男が汗水たらして鳳梨<sup>ばいナップる</sup>会社に働いても一時間十仙（セント）ではないか」・「芸妓が花代の値上げは少々恐入る」と批判した<sup>18</sup>。ハワイにおけるアジア人労働者の賃金は、白人に比べて総体的に低く、日本人農園労働者の日給は、1902～15年の時期、\$1.06～1.21と大きく伸びていない。パイナップル会社の缶詰工場で働く日本人の日給も\$1.10で大差がない<sup>19</sup>。飲食費とは別に各芸妓に支払う1席（2時間）3ドルの花代は、客である労働者の3日分の給料に相当する。こうした状況では、芸妓が花代アップを要求することは難しく、芸妓がより収入を得ようとすれば、営業時間を増やす必要があった。

図3. ハワイの砂糖農園における熟練労働者の人種別賃金（日給：単位は\$）

	1902年	1905年	1910年	1915年
Caucasian	4.22	4.38	3.85	3.98
Hawaiian	1.80	1.68	1.56	1.85
Portuguese	1.69	1.61	1.49	1.67
Chinese	1.22	1.06	1.27	1.11
<b>Japanese</b>	<b>1.06</b>	<b>.97</b>	<b>1.05</b>	<b>1.21</b>
Total	1.78	1.61	1.53	1.67

〔典拠〕 Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, *Labor Conditions in Hawaii* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1916), 21.

### 3.2. 売買春女性と芸妓のあいだ

芸妓という職業の社会的位置づけを考える上で、日本人売買春との関係を理解することが大切である。ハワイでは、日本人の移住が本格化した1890年代から、売春に従事する日本人女性たちが存在し、1900年以降はイヴィレイ（Iwilei）という指定地で営業が黙認されていた。社会改革派の住民からは、警察による黙認制度を批判する声がしばしば出たが、ハワイの農業を支える膨大な数のプランテーション労働者にサービスを提供し、ハワイの社



会経済を影で支える必要悪として黙認されていた<sup>20</sup>。

売買春女性と比べると、芸妓はハワイ社会で好意的なイメージを持たれていたようだ。1901年にオーストラリアの子供劇団 Pollard's Lilliputian Opera がハワイに巡業し、イギリス人作曲家シドニー・ジョーンズ作のコミックオペラ『The Geisha』を演じたことにより、ハワイの白人社会で「Geisha」のイメージが定着し、その後「Geisha Waists」と呼ばれるブラウスシャツも発売され、地元の女性たちの間で人気を博した<sup>21</sup>。こうした楽しく異国情緒溢れる「ゲイシャ」イメージは、実際の芸妓の表象にも影響を与えた。1907年、*Pacific Commercial Advertiser*は、芸妓たちが「望月倶楽部での夕食に招かれた多くのハオレ（白人）を優雅なダンスと美しい調子の歌で楽しませた」様子を描写し、芸妓は、音楽や踊りのスキルよりも、「会話の素質」に恵まれた「エンターテイナー」であると形容した。売買春女性でなく、ダンサーあるいはウェイトレスのような職業として認識されていたようだ<sup>22</sup>。

しかし、1910年代に入ると、飲食店で接客する若い女性たちは、地元の白人社会で不安視されるようになる。ハワイでは、1901年の反酒場同盟（Anti-Saloon League）の設立以降、禁酒運動と売買春反対運動が連動して盛り上がり、警察も酒を出す場所で働く女性に対して取締りを強化するようになる。1910年12月から1911年1月には、ホノルル市内の「日本人茶屋」（“Japanese tea-house”）の経営者が酒類の違法販売で摘発された。また、茶屋で働く芸妓が売春をしているという容疑で、大陪審の審問会が開かれ、市内の茶屋経営者と芸妓たちが召喚された。参考人のなかには9歳の少女もおり、「美しい服を着た」少女が法廷の通路を歩くと、「全ての人の目が彼女に向けられた」が、少女は、自分はマウイ出身で、年長の芸妓と生活し、客から招かれたら一緒に席に出ている、と「落ち着いて」「はっきりと」検事の質問に回答した、と好奇の目で地元新聞が伝えている<sup>23</sup>。

こうした少女たちは、「半玉」（はんぎょく）と呼ばれ、世話人に預けられ、先輩の芸妓から歌や三味線の技芸を数年間で習得したのち、「一人前」の芸妓として披露目が行われ、営業を認められると同時に芸妓組合に入会した<sup>24</sup>。ハワイでは、半玉の大半が、現地生まれの二世の少女たちだったが、厳しい修行生活に耐えられない場合もあったようだ。例えばマウイ島生まれの14歳の半玉「小萬」は、1911年11月頃からホノルルの若元という男性に預けられ、芸妓組合会長の「小梅」とその妹分「小三」から三味線や歌の稽古を受けていたが、半年ほどすると、稽古に参加せず「ブラブラ遊び廻り居たり」するようになった。それを聞きつけた世話人の若元が、「小萬」を「散々叱り飛ばしたる挙句覚へず撲ぐり付けた」ところ、小萬は逃亡した。『日布時事』によると、「（若元が）小萬に対し時に惨たらしく苛むるとの噂下町に高まりたればおミツ（「小萬」）は遂に虐待に堪へ得ずして帰島する気になりたるものならんか」と体罰が行われていたことを示唆している<sup>25</sup>。

「半玉」制度が悪用される場合は、現地司法の介入を招くこともあった。1915年2月、

2名の日本人男性が、日本人少女をホノルルへ周旋し、芸妓として仕込んだあと中国人と「不道德な関係を結ばせた」という容疑で、警察に逮捕された<sup>26</sup>。『日布時事』はこの事件について、「今回発覚せし此咄々怪事の内情を窺ふに、全く此等犠牲となりし少女の親達が悪漢共の甘言に感はされ、子供芝居の役者又は芸妓に養成せしむる為、其の大切なる娘等を素性も知らぬ彼等の手中に託せしが、抑もの誤まりの初めにして」、と親の無思慮を批判し、「遂に取返しの付かぬ汚辱を蒙りしのみならず、日本人全体の体面にまで、其余沫を及ぼせし事は実に遺憾の至り也」、と現地における日本人の評判が傷ついたことを問題視した<sup>27</sup>。

この時期、官憲による売買春一般の規制も強化された。1910年に連邦移民法が改正され、売買春により利益を得た周旋者および入国後に売春に従事した外国人女性は送還されることになった。1912年には、ハワイで改革団体による大規模な売買春実態調査が行われた。そうしたなかで、日本人内部では、芸妓による売春が問題視されるようになった。1915年8月、『日布時事』は「芸者の中で醜業婦以上のあるため外の芸者まで迷惑して居るあんな芸者は除名するに限ると云つてゐるものがある」という匿名の投稿を掲載し<sup>28</sup>、同年9月には、市内の料理屋で「仲居」として雇用された女性が、かつて売春に従事した容疑で移民官に逮捕された、と『布哇報知』が伝えた<sup>29</sup>。外国人の売買春が厳しく取り締られるようになると、料理屋での仕事に転業する売買春女性もいたようだ。

#### 4. 芸妓に対するまなざしの変化と組合の対応

##### 4.1. 「小雪」事件とその影響

芸妓稼業と売買春業は明確に区別できるものではなく、常に懐疑の視線を向けられていたが、1916年以降、一つの事件を契機としてさらに問題視されるようになる。16年2月、ハワイ生まれの芸妓「小雪」が、布哇清酒会社社長の犬野謙吉の自宅を訪問し、犬野と寝室に入ったところをホノルル警察に逮捕された<sup>30</sup>。組合としては、料理屋以外での芸妓と客の性関係を禁止していたようで、組合は「小雪」に対し、「組合の規則に照らし」て制裁を加えることを決定し、一ヶ月間、料理屋での営業を禁止した<sup>31</sup>。しかし一方で、営業を禁じられたことによる「小雪」の家族への経済的影響についても配慮し、「小雪」が保釈されると、「姐芸者」にあたる「一龍」は犬野と関係者を自宅に招き、犬野が「小雪」に対して休業中の生活費1月分(75ドル)を支払う、ということをや約束させた<sup>32</sup>。客と性的関係を持つ芸妓に対しては制裁を課す一方で、組合員としての生活や福利は守ろうとしたのである。

「小雪」事件の影響は大きく、日本語新聞は、芸妓や放蕩する夫を問題視する言説で溢れた。『布哇報知』には、芸妓全廃を訴える匿名の投書が届き、その投稿者によれば「彼等の多くは羊頭狗肉敢て醜業婦と選ばざるに於てやである その手練手管は温かなるべき他人

の家庭を乱し有為の青年輩を籠絡し社会風教を茶毒し了せねば止まない」と主張し、「百害あつて一利なき無用の長物」であり、「徐々に彼等の跡を絶たしむる様期せねばならぬと思ふ」と結んでいる<sup>33</sup>。さらに、「小雪」と関係を持った大野謙吉の妻は、大野に対して離婚訴訟を提起した。これにより、『布哇報知』では、放蕩する夫もまた家庭に悪影響を及ぼす「醜物」として表象された<sup>34</sup>。当時の日本人社会では、芸妓は一つの職業として認知されており、日本語新聞は芸妓遊び自体を攻撃したわけではない。しかし、芸妓遊びが家庭に悪影響を与えるならば、それは移民社会の発展にとっての問題として認識され、芸妓に対する批判も増えるので、組合としては、芸妓と客の料理屋以外での関係を規制する必要があった。

組合の努力にもかかわらず、芸妓に対するハワイ社会と日本人社会のまなざしはより厳しくなった。事件後、ホノルル警察により料理屋の捜査が行われ、大野と「小雪」は連邦裁判所により「白人奴隷法」違反として、ハワイ州裁判所により「姦通罪」として刑事告発された<sup>35</sup>。日本語新聞は、料理屋に対する地元社会の反応に敏感になり、事件の5ヵ月、付近の住民から料理屋での芸妓の騒ぎに対し安眠妨害の抗議が出されると、『布哇報知』は「(最近)若い芸者共がチャホヤしてとても日本人と座敷などでは見られない程の醜態を(外国人客と)演じつつあるのは事実であつて」「ソレでは布哇の官憲より芸者ギャールは賤業婦也(と)目されても弁解の辞はないのである、従つてソレ相応の取り締りを受けるようにならぬとも限らない」と警告した。早速、芸妓組合は、深夜12時以降は三味線を使って騒がないこと、彼らが帰宅する際に芸妓は馬車や自動車を送らない、と決議し対応した<sup>36</sup>。

#### 4.2. 売買春黙認政策の終焉と芸妓組合の「自衛」策

1916年の年末になると、ハワイ州政府は、それまでの売買春の黙認制度を廃止することを決定し、イヴィレイ地区の売買春施設(“Stockade”と呼ばれた)を閉鎖した。それにとともに、日本人売買春女性も廃業、転業、あるいは帰国を余儀なくされた。しかし、売買春施設がなくなると、芸妓は一時的に忙しくなったようだ。そうしたなかで組合は、芸妓の素行について一層注意を払い、「エンターテイナー」としての職業化をめざした。

1917年には、芸妓のサービス時間をめぐって、料理屋と芸妓組合の間でトラブルがおきた。発端の事件は17年7月、芸妓「お多福」が望月倶楽部に招かれた時に起きた。宴会終了後、「お多福」は客と二次会へ移動したが、料理屋の「千代志」からも招きがあったので移動しようとした。しかし、客が「何ふしても抜かして呉れなかった」ので、「お多福」はひとまず「千代志」に立ち寄り、客に終了次第向うことを約束したが、料理屋の経営者は、時間通りに来てもらわないと「お客さんに対してこちらは顔が立たん」と抗議した。後日、料理屋組合でこの件が審議され、「お多福」を組合所属の料理屋には一切招かないことを決議し、芸妓組合に通告した<sup>37</sup>。

芸妓組合会長の「小梅」と「お多福」の姉芸妓である「一子」は、料理屋組合会長を訪問して交渉したが、話がまとまらず、対応を検討した。『布哇報知』によると、「(組合員の)意見まちまちにて妓場は却々活気を呈したが要するに連中は皆共通の利害を感ずるのでお多福さんの事は総て自分等の身によつて降りかかつて来るのだと云ふ事に意見の一致点を見出し」、その晩から料理屋「千代志」に対して芸妓を送らないことを決定した<sup>38</sup>。

しかし、芸妓組合の幹部たちは、料理屋組合と全面的に対立することは考えてはいなかったようだ。ストライキが開始して数日後、問題を起こした「お多福」の姉芸妓「一子」は、「自分の妹分の不だらしから斯る紛擾を引き起し連中に思はぬ迷惑をかけ平素最眞になつてゐる料理屋に対しても開きなをつけて談判せねばならぬやうな不祥事を引き起したるは、これ皆自分の不徳の致す所」と「殊勝にも反省し」、「お多福」を含めた「妹分」7~8名を集め、以下の説教をしたと『布哇報知』が伝えている：

今度の時間は兎も角顔も汚さずに解決したのであるが公平に見て君ちゃん（「お多福」のこと）が悪い 人の噂を聞いても貴方は近頃横着になつてゐる、年の若いくせに余り大人ぶつてゐる 少しは無邪気らしく人に好かれるやうな事をしなさい 今後こんな事件を引き起すと姐さんは断じて知りませんよ、君ちゃん何故黙まつて居なさる 分りましたかと一子式に金きり声で堅く念を押す、ソれから濱ちゃんもよく気をつけなさい 貴女は出だちではあるし生意気な事をしなさんな、菊葉さんも藝はあるし様子は好いし別に云ふ事はないが全体貴女には石炭がらと云ふ名がついてゐるのを知つてゐますか 貴女は騒ぎ過ぎる十二時過ぎてからサノサ節なんかで騒ぎちらすのは隣り座敷の真猫筋の迷惑にもなるし第一規則違反ですぞ 皆さん分りましたか姐さんの身にもなつて見なさい並大抵の事ではありませんよ と却々重々しい演説であつたそう<sup>39</sup>

この描写からわかるのは、若手の芸妓の行動に責任を持ち、問題を起せば指導する年長芸妓の責任感である。芸妓稼業は、本来は個人営業であり、個人の人気や技量で収入に差の出る職業だった。若い芸妓たちをまとめて、組合員としての規則を守らせるには、こうした芸妓間の「擬似姉妹関係」が重要な役割を果たしていたといえるだろう。

この「紛擾」は約2週間で収まり、7月30日の『布哇報知』によれば、芸妓組合は「自衛上」新たな規約を以下の通り設けた：

- 一、料理屋よりお花の節は一度約束したる以上は決して反かざること
- 二、お花に行く折りは衣類の着方を正しくする様常に注意する事[ママ]
- 三、お花に行く折りは髪は結び髪などにて罷り出でざること

- 四、客席にて袂を帯に挟まぬ様気をつけること
- 五、客席にて煙草をくすらしながら酌をせざる事[ママ]（但し煙草を吸ふ時は成るべく席を外すべし）
- 六、お花に行きて帰宅する時間は規則通り二時制度を固く守る事[ママ]
- 七、お花に行けば客席を成るべくはなれぬ様常に注意すること
- 八、料理屋組合以外の料理屋其他に行く時は花代五弗を貰ひ受くこと
- 九、寄合ひをなす時電話にて知らせし時は其時間には必ず集ること（但し急用の出来せし場合は其理由を組合に通知すべし）
- 十、以上九ヶ条の規約を三度違犯したる者には直ちに相当の処分をなすこと<sup>40</sup>

今後、料理屋や客と問題が起こらないように、花席の約束を必ず履行し（第一条）、花席における芸妓の服装・髪型・マナーを徹底した（第三・四・五・七条）。しかし同時に、「花代をいつまでも引つ張るときは其料理屋に対しては芸妓はお花を断つても敢て文句を云はれず」という内規を設けることで、働いた分の花代は確実に受け取り、芸妓の自律性を高めようとする組合執行部のねらいもうかがえる。

また、警察による私娼の摘発が増えつつあることを受けて、芸妓組合としては、「醜業婦」と「芸妓」を区別する必要性をより強く感じるようになった<sup>41</sup>。1917年11月、『布哇報知』は以下のように伝えている：

布哇は米国の領土であるから芸者だからと云つてだらし無い事は出来ない 現在官憲が芸者の存在を許して居るのも要するに芸を売る女として見てゐるからである 若し芸者が不品行の事ばかりして居ると云ふ事が官憲にしられたら一も二もなく廃業を申しつける事は云ふまでもない 官憲が大目に見てゐるからと云ふて三味線も持たずに夜の十二時一時頃からあやしげな料理屋入りでもしたらそれこそ大変な事になってしまう（中略）

（最近）芸者の品行が悪くなつてゐるさうで二三日前市外の某料理屋で或る芸者がだらし無い真似をして居つたと云ふので警吏に問ひ質されたとのことである ソコで例の（芸妓）組合としては皆の上にかかる事だから棄てとけ放つとけと云ふ訳には行かず本日か明日かに寄を催ふして此事について協議するとの事である<sup>42</sup>。

売買春が行われる「あやしげな料理屋」に芸妓が立ち入れば、官憲による摘発が芸妓に及ぶので、それを避けるために、芸妓の「不品行の事」を咎め、そうした場所に立ち入ることを防ぎ、芸妓の品格を保つ努力が組合に求められたのである。4ヵ月後の組合会議では、組合に加盟していない料理屋（「素人屋」）での花代を5ドルから7ドルに引き上げ、組合料理

屋以外での芸妓の営業を基本的に禁止する方針を明確に打ち出した<sup>43</sup>。

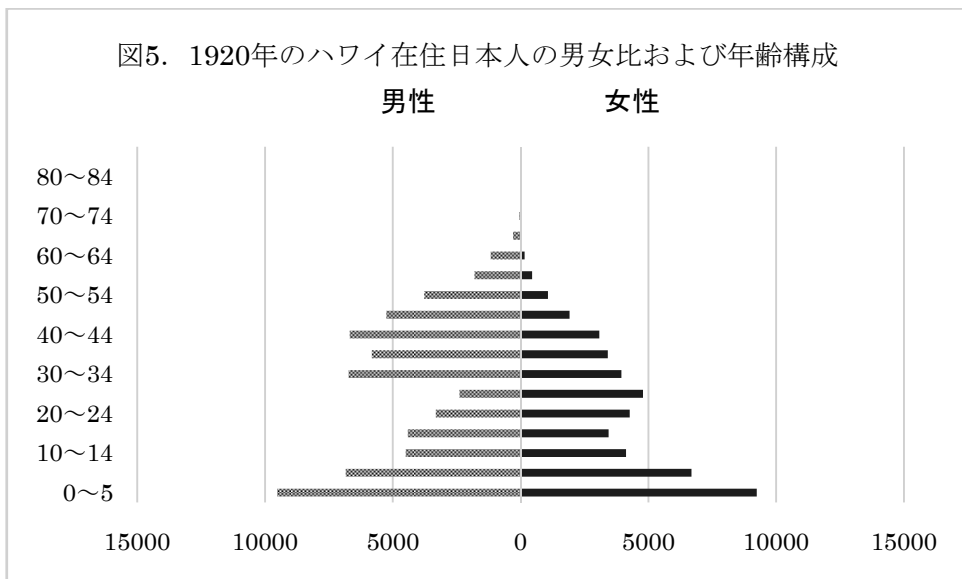
### 4.3. 日本人の定住化と芸妓稼業

1910年代中頃は、日本人移民が次第に労働者から独立自営の農業や商業に進出し、結婚・定住化が進んだ時代でもある。1908年に日米紳士協約が締結され、労働者への旅券発給が停止し、ハワイに定住することを決意した日本人男性による妻の「呼び寄せ」が増加する。1908～20年の時期、ホノルルに到着した「写真花嫁」の数は12,463人、特に1912～18年は、年1,000人前後の女性が到着している（図4）。花嫁の到着により、1920年には、20代の人口では女性の割合が大きく、30代では男性の割合が多くなっている。これは、20代～30代前半の女性と30代～40代前半の男性の間で結婚が増えたことと、1880年代から移住が始まっていたハワイでは、二世が青年期に達しつつあったことが要因である。つまり、一世間では家庭形成期に入り、二世の女性も就労年齢に達していたことを示している。1910年代は、芸妓のなかで、半玉や若手は二世の割合が次第に高くなる。

図4. ホノルル上陸の日本人「写真花嫁」の数

年	1907	1908	1901	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920
数	466	755	436	658	865	1285	1,572	1,407	1,050	909	985	1,017	848	676

〔典拠〕 Romano Adams, “Some Statistics on the Japanese in Hawaii,” *Foreign Affairs* 2 (1923), 315.



〔典拠〕 Department of Commerce, Bureau of Census, *Fourteenth Census of the United States Taken in the Year 1920, Vol. III, Population* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1922), 1179.

家庭形成期がピークを迎えるなかで、移民の間では定住志向が強まった。1915年にはハワイにおける日本人の歴史をまとめた『布哇日本人発展史』が発刊され、著者の森田栄は、農業など自営業に進出し永住の意思を持つ日本人が増えていることに言及し、「腰掛主義」を棄て「永住」し「米化」することを強く促している。「在米同胞」が「米化」することで、「一部米国政治家の人種的偏見杞憂も亦漸く雲煙過散するに至るべし」と予想している。さらに、「今や布哇に於ける全体の日本人在住者は布哇の繁栄の為に各国民族と融和し（中略）何んぞ服装習慣と皮膚言語をことにするの所以を以て日本人は同化し能はざる人種なりと為すが如き斯る浅見愚劣なる批評は吾人の一顧だに値ひせざるところである（中略）同化実現に於ておや頁からく時機時代の問題である」と述べ、当時、アメリカ西海岸で起きていた排日運動を意識しながら、それを未然に防ぐためにも、積極的に日本人がアメリカの文化を身につけ、各国民族と融和していく必要性を訴えている<sup>44</sup>。

「米化」の必要性が認識されるなかで、二世芸妓の「半玉」制度に関する裁判事件が起き、地元メディアの注意を引いている。1916年5月には、「半玉」となった娘の解放を求め、実父が世話人に対して訴訟を起した、という記事が *Honolulu Star-Bulletin* に掲載された。裁判の結果は不明だが、世話人は、少女と自分はすでに養子縁組をしたので引き渡さない、と主張したと伝えられている<sup>45</sup>。翌17年には、「半玉」の少女が実母の元に逃げ帰ったところ、世話人が母親に対して少女の養育費として食費・生活費の支払いを要求する、という事件が起きた。少女の姉が少年裁判所の保護観察官に助けを求めたところ、ヒーン判事は、世話人に対する扶養費の支払いを心配する母親と少女を「笑い飛ばし」、帰宅してよいと命じた、と *Honolulu Star-bulletin* は伝えている<sup>46</sup>。合衆国では自発的でない隷属は禁じられており、芸妓の「半玉」制度は、ハワイでは法的な効力をもたなかった。

こうした事件が起きるなかで、『日布時事』は1917年11月、「可憐なる少女達の薄暗き前途」と題する論説を第1面に掲載し、「半玉」制度を批判した。記者は、少女たちが「外観の衣装飾りの美しきに憧れ」、「其の裏面の状態が如何に無惨なるかを知ら（ず）多くの無垢清浄なる少女達を斯かる浅ましき惑うに誘ひつつあることは如何にも痛嘆に堪へぬ事柄」とし、「斯かる忌はしき風習を斥けるやうにする必要がある」と主張した。さらにこの「忌はしき風習」のために「多くの有為なる青年を誤まり、多くの円満なる家庭を破り」、この問題は「終には必ず米人間の論議の種子になりて、暗闇の恥を明るみに出すやうなことになるやも知れ（ない）」ので「太だ氣遣はれる次第である」結んでいる。アメリカ社会への同化が求められる時代には、なくなるべき「忌はしき風習」と認識されたのだ<sup>47</sup>。

また、定住化が進むにつれて、芸妓と客の関係が、家庭に影響を与える可能性があれば批判の対象となった。例えば1917年3月、領事館の藤井啓之助官補が、サンフランシスコ領事館へ移動になった際、それを見送る者の中に芸妓がいたことが問題になった。見送る人の

なかには「芸妓の赤誠を買ってやれと芸妓を讃める者」もいた一方で、「藤井さんは只今奥さんが無いから差支えないとして（も）奥さんのある人々が芸妓に見送られ包囲攻撃をされては奥さんたるもの豈角を出さざる」ので、「芸妓の方に実際親切があるならば影に廻はつて親切を尽し赤誠を尽すべきであつて大ビラに奥さん方の手前も憚らず公衆の前で首に手を掛るが如きは吾輩としては甚だ感心が出来ない」という人もいた。この件を伝えた『布哇報知』記者は、後者の意見が「理屈ある様に思う」と結んでいる<sup>48</sup>。

芸妓に対する風当たりが厳しくなるなかで、組合は日本人社会の福利増進と民族融和に貢献した。1916年には、日本人を中心とする港湾労働者ストライキが起きたが、これに芸妓組合は15ドルの献金をしている。翌17年には、日本人病院建設の際、組合から20ドルの寄付があった<sup>49</sup>。さらに同年の2月、ハワイへの旅行者を呼び込むために地元企業家により開催されていた「ミッド・パシフィック・カーニバル」で各国のダンスを催すことになり、芸妓組合にも手踊りの打診があった。運営側から提示された予算はわずか20ドルだったが、組合は「日米親善のため且つは内外融和のためとあつて十九日の夜各国人と同じく政庁構内に於て手踊りをなす事と決定した」と『布哇報知』は伝えている<sup>50</sup>。この手踊りは地元新聞でも注目され、三色の着物とクリーム色の帯を身につけて踊る芸妓たちを「想像上のバラの周りを動く蝶々のよう」と形容し、「彼らのダンスはこの機会のために特別に準備されたもので、日本と合衆国の親善友好とまとまりを示している」と好意的に描写した<sup>51</sup>。芸妓たちにどのくらい政治的意識があったかは不明だが、日本人の生活改善、ハワイ社会との関係融和に協力しようとする芸妓組合の意欲が伝わってくる。

## 5. 戦争の本格化と芸妓稼業の衰退

### 5.1. 戦争の本格化と芸妓稼業への影響

1910年代後半、第一次世界大戦が本格化し、合衆国が参戦すると、芸妓と料理屋もその影響を受けた。1917年4月、アメリカがドイツに対して宣戦布告すると、連合国出身の移民の徴兵が始まった。さらに、前線の兵士へ食料物資を供給するため、政府が市民に節約を促す方針を打ち出すと、食料の大半を輸入に頼るハワイでは17年9月、食料委員会（Food Commission）が発足し、食物の生産増加・節約・供給管理をめざす食料調節運動が始まった。日本人移民は、これをハワイにおける日本人イメージ向上の好機ととらえ、日本人移民とハワイ生まれの二世合わせて11,000人以上が徴兵に登録し、食料調節運動に加えて赤十字活動や戦時公債購入など、さまざまな戦時活動に協力した<sup>52</sup>。

芸妓組合では、1917年末の定期総会において、役員の変更とともに、新年の回礼（得意客の自宅訪問・挨拶）を廃止し、新聞紙上にその広告を出すことを決議した。理由は、1）



「芸妓が良家の家庭を訪問した時奥さんが家の旦那は鼻の下が長い、芸妓が廻礼に来たと「岡焼き」(焼きもち)をされては困る」、2)「一人の自動車或はハツク賃を平均五弗とすれば三十四人で百七十弗も掛かる、食料調節運動の盛んなる時なれば我々妓員も少しは遠慮せねばなりません」、だった。移民家庭の安寧について配慮するとともに、経費のかかる行事を控えて戦争協力運動にも協力しよう、とする組合の姿勢がうかがえる<sup>53</sup>。

一方で、戦争が進むにつれ、課税による芸妓や料理屋の負担も増えた。1916年9月に新税法が制定され、年収1000ドルを越える高所得者は、2%の戦時所得税を納めることになった<sup>54</sup>。月に100ドル以上稼ぐ芸妓たちは、課税の対象となったが、芸妓たちは届出をしておらず、それを問題視した所得税検査官は、18年2月、芸妓組合会長「小梅」の自宅を訪問し調査を行った。「小梅」は年収が1000ドルを超えていることは認めたが、客から受け取る花代から料理屋への手数料・白粉代・香水代などを支払うので、手元に残るのは僅かであると説明したところ、納税の義務を免除された、と伝えられた<sup>55</sup>。しかしその後、収税局が日本政府へ芸妓の仕事内容について問い合わせたところ、芸妓もバーや酒場で働く者と同じであると大蔵省から回答があり、4月1日以降は、芸妓に対し、チップ・花代全ての申告、1000ドルの収入につき2%の税金納付を義務付けた<sup>56</sup>。

収入に対する課税のほかにも、演芸に対する戦時の特別税が課されることになった。1917年11月、劇場や映画館の入場客に対して戦時税が課されて以来、料理屋や芸妓は特に申告していなかったが、翌18年の2月、収税局員が日本料理屋を訪れて芸妓を呼んだ際、芸妓のサービスが演芸税に相当するものと認め、連邦政府と協議して課税することを決定した<sup>57</sup>。課税は3月1日から始まり、課税額は芸妓が受けとる花代3ドルにつき30セントと決まり、これ以後、料理屋では客の支払いにその分を上乗せて請求し始めた。さらに、未払いだった過去4ヶ月分の税金も追加徴税されることになり、その負担をどうするか、料理屋組合と芸妓組合で協議を始めた<sup>58</sup>。納税により芸妓の実収入も減ったと思われる。

1918年3月には、ウィルソン大統領が、オアフ島をアルコール禁止地区(Dry Zone)とする大統領命令に署名し、5月にはハワイ領土でアルコールの製造と販売が禁止され、料理屋及び芸妓の営業にも重大な影響を与えた。実際には、日本料理屋のなかで、アルコールを出すライセンス料金を支払っていた料理屋は少ない。ほとんどが、お客が酒を持ち込むか、注文をうけてから酒屋に買いにいかせるというシステムで、警察も黙認の状態だったようだ。しかし、戦時になり、酒類の販売が禁止され料理屋で酒が飲めなくなると、客足も遠のき、芸妓の仕事も減った。7月に法律が施行されることを控え、『布哇報知』は「芸妓業界の事情に通ずるもの」による芸妓たちの近況報告を掲載した：

布哇育ちの若い妓はオアフ島が禁酒になれば布哇島ヒロ若くは馬哇ワイルクに渡つて稼

ぐ事になつて居るが、各島も七月一日より禁酒になると云ふからは芸妓の寿命も長からざる事とて若い妓はそれぞれ好きな男と結婚をするから案ずるよりも産むが易く老妓の方は帰国する者も出来やうし或は奉公をするものも出来やうが一番困るのは芸者になつて居る自分の子供によつて生活して居る芸妓の親や兄弟である是れ等のものは経済的に大打撃を被り一寸身の振り片付けに困る事と思ふ、須磨子の如きは禁酒になるまでには歴乎とした亭主を持たねばならぬが連れ子が二人あるから若い人では末長く添い遂げる訳にも行かず去りとて今が今芸妓を止めるたら家族の生活費を得るものが無くなると云ふのであつたが中には実際同情すべき芸者もあります<sup>59</sup>

5月には、『布哇報知』が「芸者は凋落か」と題する記事を掲載し、「昨今の所謂ホノルルの花柳社会は秋風落莫を極め見る影もない有様になつてゐる」と伝えた。芸妓のなかには、日本に帰国する、ハワイ島へ移動する、水屋（飲み水を売る）を始めるなど、廃業や転業が増え、「遠からずホノルルには芸者の種がつきるであろう」と予測している<sup>60</sup>。

しかし、芸妓たちも、仕事がなくなるのを待っていただけではない。現地に残る芸妓は、「何時かは又芸妓万能の時代が来るべし」と信じ、月1ドルの芸妓組合への積立金を継続し、帰国した芸妓のなかにも積立金を継続している者がある、と『布哇報知』は伝えた<sup>61</sup>。翌1919年には、「芸者の目覚め」と題する記事を掲載し、有志の芸妓たちが、長唄の「家元」である芳村家から師範を迎え、歌や三味線の技術を磨くために「長唄研精会」を組織した、と伝えた。「布哇の芸者と云へば磯節かサノサ節の外には何も歌へない弾けないと馬鹿にしている、殊に寄港客などは日本の宿場あたりで芸者を呼ぶような心持ちで呼んでいる」が、「芸者は芸で立つてゐる以上歌や三味線は其姓名であつて流行語で云ふと三味線労働者である、故に彼等は三味線と歌については根強い自信がなくてはならぬ（中略）須磨子、おらく、おえん、錦龍、とん子、駒龍の連中は其つもりで大いに遣りませうと励みだしたのである」<sup>62</sup>。かつては「ホーロク（カナカ着）を来て客席に侍りシャンシャンと三味線を弾いてホレホレ節を歌（えば）客からバラバラと金貨の祝儀が飛んで来て」という時代もあったが、今や芸妓もスキルを磨かないと客をとるのが難しい時代になったようだ。

また、芸妓の入国に対する移民局の態度も、この時期、厳しくなっていたようだ。芸妓全盛期の1910年代半ばには、移民局は芸妓を「芸術家」と見なし、問題なく入国できた<sup>63</sup>。しかし19年には、芸妓「桃太郎」の妹が、夫の呼び寄せで日本からハワイへ渡航すると、「日本に於て芸妓をなしたる事あるに拘はらず是れを包み秘したり」という理由で移民官が入国を拒絶した<sup>64</sup>。実際にどの程度、芸妓の入国が制限されるようになったかは、移民局の記録を詳しく調べないとわからないが、「曖昧料理屋」での売買春行為が増えるなかで、芸妓と売買春の関係が疑われ、即座に入国を許される状況ではなくなったようだ。

## 5.2. 芸妓稼業の衰退と芸妓たちのその後

1919年にアルコールの製造販売を禁じる憲法修正第19条が過半数の州で可決され、翌20年から全米全土で施行された。憲法が廃止となる33年までの13年間、ハワイの料理屋でもアルコール類を出すことができず、芸妓遊びが下火となり、芸妓や組合に関する新聞記事は、演芸会・手踊り・芝居興行などの記事を除くと少ない。1934年、雑誌『実業之布哇』記事によれば、「禁酒の布哇となり続いて不景気風に吹きまくられた当地の校書界はここ十数年来、遠慮勝な三味の音に秋風落莫の響きを伝えて、盛衰栄枯のはかなさを嘆じさせてみた」とふりかえり、現役・引退した芸妓の近況をまとめている：

一龍—横浜にあり、或実業家の奥様。一子—筑前博多にあり、亭主の中村は死んだとか。小梅—郷里山口柳井に引退。小金—東京にあり、三澤記者の奥様、嫁入頃のお譲さんあり。ゞ八—料亭花の家の女将。一松—現役、ホノルル芸妓組合長。春海—田代夫人として神戸在住。須磨子—ワイキキしほ湯に健在。小三—現役。ちゃら子—多くの子供の母親。とん子—結婚馬哇にて幸福。みどり—結婚。花蝶—元ヒロ芸者、帰朝死亡。かの子—ヒロにて死去。やよい—結婚。梅香—結婚。梅次—結婚。ゑみ子—結婚帰朝中。小菊—ホノルルにて死亡。友太郎—時々ヒロ遠征活躍古参の現役。菊葉—結婚。一二三—死亡。小雪—結婚。梅子—結婚。駒菊—帰国中。花吉—品栄と名乗りし事あり、現役中の古顔。松葉—現役。梅喜代—帰郷小梅の妹。駒次—ヒロに帰り多分廃業。おゑん—始めの名は一郎現在人妻としてモロカイ島に住む。小網—浪花節早川辰燕の妻、当地に居残りて後死亡。芳龍—日本から来た芸人帰国後死亡。駒龍—結婚。一駒—広島にあり夫に死なれ後家さん。錦龍—結婚。明石—ヒロにも出張現役鬨将。一栄—廃業。一鶴—現在喜楽にてウエトレス。千代香—結婚。駒之助—帰国。巴—死亡。駒蔵—ヒロ芸者。駒千代—結婚。お正—雲井不如帰のミセスとして渡米彼地にあり、不如帰は日本にて死亡<sup>65</sup>。

報告された44名中、現役の芸妓が6名、死去した人が6名。引退した芸妓の大半は結婚し、ハワイや日本で生活している。他のサービス業（湯屋業、ウエイトレス、料亭の女将）に転業した人もいる。1934年には、酒類の販売が許可され、「再びお酒のハワイとなり景気もどうやら直つて来」て、芸妓は15名に増加したが、30名を越えた大正前期に比べると活気は感じられない。36年、日本の練習艦隊歓迎会の余興に参加したホノルル芸妓の写真には10人が写っているが、それは全盛期の3分の1程度である。髪型も、明治時代の「束髪」から、大正時代以降に日本で流行した「洋髪」に変化している。



〔典拠〕「ホノルル芸者三代記」、『日布時事』1937年1月1日、3頁。

## 6. おわりに

芸妓という仕事は、20世紀初頭のハワイ社会における男女比の不均衡を背景に成長した都市型サービス業である。日本人の売買春は、地元の禁酒・反売買春運動が高まる中で、官憲による取締りの強化とともに衰退したが、芸妓稼業は、1910年前後に組合化し、日本の慣習をベースにした営業の仕組みが料理屋との間で整備され、当時としては数少ない女性に開かれた高スキル・高収入のサービス業となった。しかし、芸妓最盛期の1910年代、日本人移民の定住化・家族形成が進むにつれ、その発展を阻害する可能性がある存在として問題視されるようになり、禁酒法が施行された20年以降に衰退した<sup>66</sup>。

今回のリサーチでわかったのは、ハワイ日本人社会における女性サービス業の多様性である。ハワイには、日本人女性のサービスを求める膨大な日本人労働者が存在したが、そうした男性たちを客としたのは、指定地域で売春に従事した女性、「曖昧料理屋」で売春を含めたサービスをする芸妓、そして組合に所属するスキルの高い芸妓、などである。そうした女性サービス労働者のなかで、組合員の芸妓たちは「花形」の存在であり、彼女たちの内外における様子は、新聞の社会面で毎日のように取り上げられ、水商売の世界での「格」が高かった。しかし、男性に求められ、目立つ存在であったがゆえに、定住しつつある一般の移民家庭にとっては時に「脅威」として猜疑の目を向けられるようになったのである。

さらに、芸妓に関する新聞記事の分析を通じてわかったことは、芸妓とそれに関係する人々が、ホスト社会の司法制度の影響をしばしば受けていたこと（酒や売買春に関する警察

による摘発、州政府・連邦政府による「姦通罪」による摘発、移民局による芸妓の入国取締りなど)である。芸妓稼業は、日本やハワイの日本人社会では、女性の職業の1つにすぎなかったが、男性と女性の領域が明確に分けられるアメリカ社会のヴィクトリア朝ジェンダー観念では許容されるものではなく、異国のエキゾチックな文化として好意的に扱われる一方で、官憲には警戒すべき存在として常に監視された。今後は、現地における州・連邦レベルの記録を分析することにより、売買春女性・芸妓を含めた日本人女性のサービス業が、ハワイ社会のジェンダー構造のなかでどう位置づけられていたのか、司法の現場からより詳しく検討していきたい。

注

(謝辞) 本研究の一部は、JSPS 科研費 JP17K13303 の助成を受けたものです。

- 1 Joan Hori, “Japanese Prostitution in Hawaii during the Immigration Period,” *Hawaiian Journal of History* 15 (1981): 113-24; 宮本なつき、「契約移民時代のホノルル日本人社会と日本人売春婦」『比較社会文化研究』12(2002), 47-57 頁; 「必要悪か社会悪か?: 20 世紀転換期ハワイにおける売買春をめぐる状況」『移民研究年報』19 (2013), 39-49 頁。
- 2 Department of Commerce and, Bureau of Census, *Statistics for Hawaii, Containing Statistics of Population, Agriculture and Manufactures for the Territory, Counties, and Cities* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1913), 11.
- 3 飯田耕二郎、『ハワイ日系人の歴史地理』(ナカニシヤ出版、2003 年)、20 頁。
- 4 『海外各地在留本邦人職業別人口表』(1909 年) を基に飯田が分析、*ibid.*, 71 頁。
- 5 Department of Commerce, Bureau of Census, *Thirteenth Census of the United States Taken in the Year 1910*, Vol. IV, Population (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1913), 610.
- 6 「布哇の芸妓と今昔物語り」、『実業之布哇』、1934 年 10 月 1 日、77 頁; 「謹告」、『やまと新聞』、1903 年 8 月 1 日、3 頁。
- 7 “Sunday Night Stroll in Honolulu’s Asiatic Town,” *Pacific Commercial Advertiser* (PCA), May 13, 1901, 3; “Geisha Girls Are Now Unionized,” PCA, December 20, 1907, 1; “Geisha Girls Form a Union in Honolulu,” PCA, December 28, 1907, 4.
- 8 「芸者組合の新要求」、『日布時事』、1908 年 7 月 3 日、3 頁。
- 9 「芸者組合の決議」、『日布時事』、1909 年 5 月 5 日、2 頁。
- 10 「料理屋と芸者」、『日布時事』、1910 年 1 月 27 日、4 頁。
- 11 満長彰『今日の布哇』(満長商店、1904 年)、254-56 頁。
- 12 「秘密書の発見」、『日布時事』、1911 年 11 月 29 日、夕刊、4 頁。
- 13 「百弗の罰金」、『日布時事』、1912 年 4 月 1 日、5 頁。
- 14 「御客様方へ」、『日布時事』、1912 年 4 月 2 日、5 頁。
- 15 「芸妓組合悶着」、『日布時事』、1912 年 4 月 23 日、4 頁。
- 16 「御客様方へ」、『日布時事』、1913 年 7 月 17 日、8 頁。
- 17 「花代問題破裂」、『日布時事』、1912 年 8 月 7 日、5 頁。
- 18 「芸妓組合分裂歎」、『日布時事』、1912 年 8 月 10 日、5 頁。
- 19 Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, *Labor Conditions in Hawaii* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1916), 45.
- 20 Hori, *ibid.* (1980), 118-21; 宮本、*ibid.* (2002), 47-49; *ibid.* (2013), 40-42.
- 21 “Pollard’s Lilliputian Opera Company,” PCA, September 11, 1901, 10; Geisha Waists の広告の例として、“Whitney & Marsh, Ltd.,” PCA, April 7, 1902, 8.
- 22 “The Geisha Girls of Honolulu,” PCA, November 10, 1907, 14.

- 23 “Grand Jury Investigating Conditions in So-called Japanese Tea Houses,” PCA, December 19, 1910, 1; “Japanese Joints Raided by Police,” *Hawaiian Gazette* (HG), January 17, 1911, 3, 3; “Geisha Girls Fail as Star Witnesses,” HG, January 27, 1911, 4.
- 24 “The Bystander,” HG, February 21, 1911, 6. 芸妓の「披露目」は日本語新聞の記事になった。例えば、「福栄の披露目」、『布哇報知』、1913年12月6日、5頁。
- 25 「半玉小萬逃亡」、『日布時事』、1912年5月15日、3頁。
- 26 “Two Japanese under Arrest as Procurers,” *Honolulu Star-Bulletin* (HSB), February 3, 1915, 2.
- 27 「人道上の由々しき怪事」、『日布時事』、1915年2月4日、1頁。翌3月には、W.H.クロフォード議員により「芸者ガールズ、『その他の歌い踊る少女たち』が、酒類が売られる場所及び酒が用いられる場所で技芸を演じることを禁じる」と題する法案が州議会に提出された。”Legislative Notes,” HSB, March 23, 1915, 2.
- 28 「スケッチ」、『日布時事』、1915年8月28日、8頁。
- 29 「醜業婦の検挙又開始さる」、『布哇報知』、1915年9月9日、5頁。
- 30 「芸妓小雪昨夜姦通罪で検挙」、『日布時事』、1916年2月14日、6頁；「大野謙吉遂に捕縛せらる」、『日布時事』、1916年2月14日、4頁；「芸妓同衾事件一週間延期」、『日布時事』、1916年2月14日、4頁。
- 31 「芸妓組合小雪に閉門命令」、『布哇報知』、1916年2月15日、4頁。
- 32 「芸妓一龍の館に於ける密議出席したるは大野謙吉鶴島半蔵木村芳五郎の富士正重役連」、『布哇報知』、1916年2月15日、4頁。
- 33 「芸妓全廃論の投書舞込む」、『布哇報知』、1916年2月19日、4頁。
- 34 「大野謙吉に対し離婚訴訟」、『布哇報知』、1916年3月4日、4頁。
- 35 「大野姦通事件以来官憲大いに注意せり」、『布哇報知』、1916年2月29日、5頁；「アシュフォード判事の法廷よりも告発」、『布哇報知』、1916年3月2日、4頁；“K. Ono Has Hands Full of Trouble,” HG, March 31, 1916, 3.
- 36 「日本人の料理屋は安眠妨害をなすとて付近の外人より抗議」、『布哇報知』、1916年9月25日、5頁；「十二時以降は騒がない」、『布哇報知』、1916年9月28日、5頁。
- 37 「料理屋組合と芸者組合紛擾」、『布哇報知』、1917年7月16日、5頁。
- 38 「芸者連中昨日よりストライキを開始」、『布哇報知』、1917年7月17日、5頁。
- 39 「芸妓一子訓辞演説」、『布哇報知』、1917年7月19日、5頁。
- 40 「芸妓組合の設けた新規約」、『布哇報知』、1917年7月30日、5頁。
- 41 「醜窟掃蕩命令発布せらる」、『布哇報知』、1917年8月13日、5頁；「醜業及酒類の密売一掃計画」、『布哇報知』、1917年9月6日、4頁。
- 42 「芸妓組合集会」、『布哇報知』、1917年11月14日、5頁。
- 43 「芸妓纏頭代値上げの決議」、『布哇報知』、1917年11月16日、5頁。
- 44 森田栄『布哇日本人発展史』（真栄館、1915年）、553-56頁。
- 45 “Father Claims Daughter Taught to be Geisha Girl,” HSB, May 5, 1916, 9.

- 46 “Blackmail Effort Is Squelched by Court,” HSB, October 27, 1917, 9.
- 47 「可憐なる少女達の薄暗き前途」、『日布時事』、1917年11月3日、1頁。『日布時事』によると、大正期のあいだに、芸者の「半玉」制度は見られなくなったようだ：「ホノルル芸者三代記」、『日布時事』1937年1月1日、3頁。
- 48 「奥さんが角を出されるは無理からぬ事」、『布哇報知』、1917年3月21日、5頁。
- 49 「芸者組合から十五弗寄付」、『布哇報知』、1916年10月27日、5頁；「芸妓組合の新病院寄付金」、『布哇報知』、1917年8月20日、5頁。
- 50 「政庁構内にて日本芸妓の手踊りをなさん」、『布哇報知』、1917年2月13日、5頁
- 51 “Mid-Pacific Fiesta” HG, February 20, 1917, 1; “Night in Japan Draws Big Crowd,” HSB, February 24, 1917, 6.
- 52 Yukiko Kimura, *Issei: Japanese Immigrants in Hawaii* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1988), 192-99.
- 53 「芸妓組合廻礼廃止決議をなす」、『布哇報知』、1917年12月4日、5頁。
- 54 “Taxes under New War Revenue Bill,” HSB, October 27, 1917, 27.
- 55 「所得税検査役芸妓組合会長を訪ひ調査」、『布哇報知』、1918年2月8日、5頁。
- 56 「芸妓納税」、『布哇報知』、1918年2月19日、5頁。
- 57 「政税局料理屋の帳簿調べ」、『布哇報知』、1918年2月21日、5頁。
- 58 「料理屋の戦時税は昨年十一月から実施」、『布哇報知』、1918年4月5日、5頁。
- 59 「芸妓の身の振り方や奈何」、『布哇報知』、1918年3月4日、5頁。
- 60 「芸者は凋落か」、『布哇報知』、1918年5月29日、5頁。
- 61 「芸妓組合今尚ほ積金をなす」、『布哇報知』、1918年7月5日、5頁。
- 62 「芸者の目覚め」、『布哇報知』、1919年12月13日、5頁。
- 63 「芸術家にして移民に非ず」、『布哇報知』、1915年12月2日、4頁。
- 64 「移民局と芸妓上陸問題」、『布哇報知』、1919年11月5日、4頁。
- 65 「布哇の芸妓と今昔物語り」、『実業之布哇』、1934年10月1日、77-79頁。
- 66 同時期、接客業に従事した女性サービス労働者としては、20世紀初頭にアメリカ都市部のダンスホールに現れた「taxi dancers」（ダンスチケットを買った男性客と踊る女性）がいた。彼女たちが働いていた多様な人種・セクシュアリティが錯綜する空間とそれに対する社会のまなざしについては、芸妓のケースにも類似点があった可能性がある。今後は、そうした女性サービス労働者との比較や、文化史の観点から芸妓について分析を深めることが必要である。この点を指摘して下さった査読者に感謝したい。



**【参考文献】**

- 飯田耕二郎 2003 『ハワイ日系人の歴史地理』 ナカニシヤ出版.
- 満長彰 1904 『今日の布哇』 満長商店.
- 宮本なつき 2002 「契約移民時代のホノルル日本人社会と日本人売春婦」『比較社会文化研究』 12, 47-57 頁.
- 2013 「必要悪か社会悪か?: 20世紀転換期ハワイにおける売買春をめぐる状況」『移民研究年報』 19, 39-49 頁.
- 森田栄 1915 『布哇日本人発展史』 真栄館.
- Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, *Labor Conditions in Hawaii*, Washington, D.C.: Government Printing Office, 1916.
- Department of Commerce, Bureau of Census, *Statistics for Hawaii, Containing Statistics of Population, Agriculture and Manufactures for the Territory, Counties, and Cities*, Washington, D.C.: Government Printing Office, 1913.
- Department of Commerce, Bureau of Census, *Thirteenth Census of the United States Taken in the Year 1910*, Vol. IV, Population. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1913.
- Department of Commerce, Bureau of Census, *Fourteenth Census of the United States Taken in the Year 1920*, Vol. III, Population. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1922.
- Hori, Joan. 1981. "Japanese Prostitution in Hawaii during the Immigration Period," *Hawaiian Journal of History* 15: 113-24.
- Yukiko Kimura. 1988. *Issei: Japanese Immigrants in Hawaii*. Honolulu: University of Hawaii Press.

### **Summary**

#### Notes on Activities of the Honolulu Geisha Union, 1900-1920

In the early twentieth century, a fair number of Japanese women were working as the Geisha in Honolulu's Japanese community, servicing male customers at dinner tables. This article examines the activities of the Honolulu Geisha Union and the discourse on the Geisha by drawing upon articles published in two Japanese-language newspapers, *Hawai Hochi* and *Nippu Jiji*. It argues that the Honolulu Gisha Union was a key institution in advancing the welfare of its members by serving as the mediator between the Geisha and restaurants and disciplining the behavior of its members. The Geisha work provided the women a rare opportunity to earn high wages, but their presence came to be considered a threat to immigrant families as increasing numbers of Japanese immigrants had families and began to settle in Hawaii. The constitutional ban on the sale of alcohol in 1920 gave a devastating blow to Japanese restaurants, resulting in decline in activities of the Geisha and their union in Honolulu.